

令和4年度情報管理業務に関する事業報告書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、持続可能な循環型社会の実現に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I 要旨

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第114条に規定する情報管理センターに指定されており、法第115条に規定する情報管理業務を実施した。

令和4年度においては、移動報告情報を積極的に活用した適正処理の促進及び理解普及活動を行った。また、令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造(以下「システム大改造」という。)における入札仕様書を策定し、システム開発事業者の選定を完了するとともに、国が検討を進める資源回収インセンティブ制度の実現に向けた取組みへ積極的に貢献した。

II 事業内容

令和4年度に情報管理業務として実施した主要なものは以下のとおりである。

1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理、改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び地方公共団体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理の促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な活用に努めた。

報告種別	件数
引取業者の引取報告	2,739千件
使用済自動車・解体自動車の移動報告	22,869千件
特定再資源化等物品の移動報告	14,480千件
地方公共団体への遅延報告	426千件

主な実施内容は以下のとおり。

(1) 電子マニフェストシステムの改善

事業者からの改善要望を積極的にヒアリングした結果をもとに、令和4年度においては、破碎工程の機能改善を実施し、関連事業者の更なる利便性の向上を図った。

(2) 移動報告情報の積極的な活用をもとにした適正化対策の実施

電子マニフェストシステムから得られる移動報告情報のデータの分析を深め、地方公共団体や関連団体等への適切且つ効果的な情報提供を行ったうえで、移動報告が長期間実施されていない等諸課題の更なる適正化を図った。

2. 自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理及び改善等
自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務について、デジタル化による更なる品質向上と業務効率化を目的に、令和3年10月に開設したスマートコンタクトセンターの安定稼働と拡充を図りつつ、問い合わせ内容の分析精度を高め、適宜施策を講じることで利便性の更なる向上を図った。
3. 書面利用移動報告事業
パソコンでの移動報告が出来ない関連事業者に対応するため、関連事業者からの申請に基づき、移動報告を代行した。
4. 書類等交付事業
最終所有者が重量税還付を受けるため、関連事業者等からの書類等交付請求に対し、解体通知車台発行状況結果等の書類を交付した。
5. 移動報告事項送信事業
自動車製造業者等が再資源化等預託金を収受するため、自動車製造業者等から委託を受けて、再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な情報を資金管理法へ送信した。
6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組み
令和7年度に予定しているシステム大改造における業務面及びシステム面の要件を取り込んだ入札仕様書の策定を実施し、競争入札によりシステム開発事業者の選定を完了した。
情報管理部としては、移動報告画面を抜本的に見直すことで事業者等の移動報告に関わる利便性の向上を図るとともに、地方公共団体の業務効率化に寄与する機能改善も要件に盛り込んだ。
また、自動車メーカー・インポーターより得た電池等の情報を新たにシステムに取り込む等の検討も推進した。
7. 資源回収インセンティブ制度の実現に向けた取組み
国が主体となって検討を進める資源回収インセンティブ制度の実現に向け、本制度の実証事業の状況を把握しつつ、関係者と連携し、制度の理解普及を図るべく活動するとともに、システム面を含む制度の詳細な運用検討等が円滑に進むよう事務局としてワーキングを運営し、本取組みへ貢献した。

以上